

一般社団法人 長崎県薬剤師会 総会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は（以下「規則」という。）、一般社団法人長崎県薬剤師会定款（以下単に「定款」という。）第30条に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 総会の招集の手続等

(召集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権行使することができる旨
- (4) 電磁的方法によって議決権行使することができる旨
- (5) 次に掲げる事項
 - ア 総会参考書類に記載すべき事項
 - イ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに 提出すべき旨
 - ウ 電磁的方法による議決権の行使については開催日の前日までになすべき旨
 - (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
 - (7) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - ア 役員等の選任
 - イ 役員等の報酬等
 - ウ 事業の全部の譲渡
 - エ 定款の変更
 - オ 合併

(召集の通知)

第3条 総会開催については、総会の開催日の30日前までに長崎県薬剤師会ホームページ又は会報誌により、開催日時及び開催場所を正会員に対して周知しなければならない。

- 2 総会を招集するときは、会長は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の15日前までに代議員へ通知を発しなければならない。
- 3 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書、出席票その外必要な書類を同封しなければならない。

第3章 議決権の代理行使及び委任状

(書面表決)

第4条 定款第28条第1項に基づき、総会の議案につき書面または電磁的方法により議決権を行使しようとする者は、以下の各事項を記載した書面表決書を指定された期限までに会長に提出しなければならない。

- (1) 総会開催日
 - (2) 書面表決書の作成日
 - (3) 各議案についての賛否あるいは保留の意見
 - (4) 議決権を行使する代議員の氏名及び所属
- 2 書面表決書に賛否あるいは保留の意思表示が明記されていない議案がある場合、あるいは議案の重大な修正や緊急議案の提出があった場合、当該議案については出席代議員の多数の意思に従うものとみなす。
 - 3 同一代議員から複数の書面表決書が提出されたときは、作成日付の新しいもの（同日の場合は提出時間の先後による）を正しい書面表決書とし、他のものは撤回されたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第5条 定款第28条第1項に基づき、他の代議員を代理人として表決を委任する場合、委任者あるいは代理人は、以下の事項を記載し、委任者が署名または記名し、押印した委任状を、総会開催前に会長に提出しなければならない。

- (1) 総会開催日
 - (2) 委任状の作成日
 - (3) 委任者の氏名及び所属
 - (4) 代理人の氏名及び所属
- 2 委任は、開催通知のあった総会ごとに行うものとし、未通知の総会に対してあらかじめ委任状を提出しておくことはできない。
 - 3 代理人を特定しない委任状が提出されたとき、委任者は出席代議員の多数の意思に従うものとみなす。
 - 4 代理人が代理できる人数は、1代議員1名とする。1名の代議員に複数の委任が合った場合は、当該代理人によって1名の委任を選択し、選択されなかった委任については前項の規定に従い、代理人を特定しない委任状とみなす。

(書面表決書・委任状の様式等)

第6条 総会の議案は、書面表決書による議決権行使の対象とする。ただし、理事会で書面表決の対象としないことを決めた議案は除く。

- 2 定款第22条に定める総会の招集通知には、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した「総会資料」もしくは「総会参考資料」（様式第1号）、並びに「書面表決書」（様式第2号）及び「委任状」（様式第3号）を添付しなければならない。ただし、書面表決の対象となる議案がない場合は、「委任状」のみの添付とすることができる。

- 3 書面表決書の提出期限は、招集通知から2週間以上経過した日以後で、開催日までの日とする。
- 4 書面表決書または委任状は、FAXまたは電磁的方法により提出することができる。
- 5 書面表決書と委任状の両方が提出された場合は、書面表決書が提出されたものとして扱い、委任状は撤回されたものとみなす。

(書面表決書・委任状の撤回)

第7条 書面表決書の提出者、または委任者が当該総会に出席したときは、本人出席として取り扱い、提出した書面表決書による意思表示または委任は撤回したものとみなす。

第4章 総会の開催

(会場の設営等)

第8条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(代議員以外の者の出席)

第9条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 この法人の顧問、職員及び弁護士、公認会計士、税理士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。
- 3 代議員以外の会員は、出席することはできない。ただし、総会を傍聴することは妨げない。

第5章 総会の議事

(議長・副議長)

第10条 総会の議長及び副議長は、総会議長及び副議長選出規程の定めるところにより選出された者とする。

- 2 議長、副議長が選出されるまでの間は、会長若しくは会長の指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

(議長等の権限)

第11条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して 退場を命じることができる。
 - (1) 代議員でないことが判明した者
 - (2) 議長の指示に従わない者

(3) 総会の秩序を乱した者

- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長の指示に従いその職務を代行する。

(定足数の確認)

第12条 議長は、選出後直ちに、事務局に出席者数を確認させ、定足数を充足していることを会場に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第13条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第14条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 代議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 代議員から提案があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第15条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第16条 代議員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなどきは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第17条 総会の議長及び副議長が、その総会において出席代議員の中から選出されたときは、議長及び副議長の不信任動議を提出することができない。

(採決)

第18条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取扱う。
- 6 一般法第55条各項の規定に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして取扱う。
- 7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によるものである。
- 8 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した代議員の議決権の数)

第19条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した代議員の議決権の数とする。

- (1) 出席した代議員本人の議決権の数
- (2) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した代議員の議決権の数
- (3) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権行使した代議員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第21条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第22条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。
ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに代議員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第23条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第24条 総会の議事については、書面（又は電磁的記録）をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載（又は記録）しなければならず、また議長及び議事録署名人はこれに記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第25条 会長は、会員に対し、総会の議事の経過及びその結果の概要を、本会ホームページ及び直近に発行される会報により報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第26条 総会の事務局は、定款第62条第2項に定める事務局長がこれに当たる。

第7章 雜 則

(理事会)

第27条 役員改選期の総会においては、総会終了後、直ちに新役員による理事会を開催する。

(改廃)

第28条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行い、総会で報告するものとする。

附 則

- 1 この規則は平成25年4月21日から施行する。
- 2 平成27年3月1日 一部改正
- 3 平成28年11月27日 一部改正

(別表)

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及び結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員があるときは、当該代議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ② 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ③ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
 - ④ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 総会に出席した理事、監事の氏名又は名称
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名